

# 役員報酬規程

【平成31年度第4回理事会承認】

社会福祉法人愛篤福社会

## 社会福祉法人愛篤福祉会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛篤福祉会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員、苦情処理第三者委員、運営推進委員（以下「役員等」という。）の報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という。）について定めるものである。

2 この規程の実施にあたっては、介護保険事業収入及び障害福祉サービス等事業収入を勘案し、予算の範囲内でこれを行う。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬等は、報酬及び実費弁償費とする。

### (常勤役員への報酬等の支給)

第4条 報酬等は、その全額を通貨で、役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。ただし、常勤役員に対する報酬等について本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の本人名義の預金口座への振り込みによることができる

### (常勤役員への報酬の支給日)

第5条 報酬は、その月の月額的全額を翌月25日に支給する。

2 前項の支給日の当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。

### (常勤役員の報酬)

第6条 常勤役員の報酬は、業務報酬の対価として月額を別表1のとおりとする。

2 常勤役員が業務を行う場所は、法人の事務所の他、経営する事業所とする。

### (実費弁償費)

第7条 実費弁償費は、職員の給与規程に基づく通勤手当に準じて支給する。

2 事業所の職員を兼務する役員は、前項を適用しない。

(月の中途での就任又は退任した場合の報酬)

第8条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員の就任当月分の報酬等及び月の末日以外の日において退任した常勤役員に退任当月分の報酬等を支給する場合は、その月の現日数から役員ではなかった日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算して金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(理事会及び評議員会の出席)

第10条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第11条 理事が理事会出席以外で法人及び事業所の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び事業所の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第12条 監事が法人及び事業所の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(委員の報酬)

第13条 評議員選任・解任委員、苦情処理第三者委員、運営推進委員が理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(公表)

第14条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める

(改正)

第16条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

理事会出席報酬等、評議員会出席報酬等、理事及び評議員業務報酬等、監事監査指導報酬等、評議員選任・解任委員を10,000円から5,000円に減額する

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
常勤役員	450,000円	給与規程準用

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	旅費規程準用
評議員会出席報酬等	5,000円	旅費規程準用

別表 3

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員 業務報酬等	5,000円	旅費規程準用
監事監査指導報酬等	5,000円	旅費規程準用
評議員選任・解任委員	5,000円	旅費規程準用
苦情処理第三者委員 運営推進委員	2,000円	旅費規程準用